

29 高教福第 1317 号

平成 30 年 3 月 12 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課長

出張時におけるレンタカーの取扱いについて（通知）

出張時におけるレンタカーの使用及び使用にかかる経費の支出については、下記の通り取扱うこととしますので、貴管内の小中学校等に周知していただきますようお願いいたします。

記

1 服務上の取扱いについて

出張時におけるレンタカーの使用については、運転が職員の心身に与える負担等を考慮して、原則として使用を認めていないが、公務運営上の必要性がある場合についてののみ使用できるものとしている。

出張に際し、公共交通機関の状況、用務の内容、用務地での交通事情等を検討した上でレンタカーを使用する必要がある場合は、旅行命令前に旅行内容及びレンタカーの使用目的について、服務監督者（市町村（学校組合）教育委員会）と協議し、認められた場合にのみ使用すること。

2 レンタカー代の支出について

レンタカー代については、車両の賃借にかかる費用であることから、原則として、市町村（学校組合）の会計規則に則り、市町村（学校組合）の予算（使用料及び賃借料等）で支出すること。

ただし、児童生徒引率旅行において、レンタカーを使用することがあらかじめ旅行計画に組み込まれており、旅行命令前に旅費制度主管課（教職員・福利課）と協議のうえ、特に必要と認められた場合においては、旅費（旅行雑費）として支給できることとする。

この場合、市町村（学校組合）での予算措置をしていないという理由だけでは、旅費での支給を認めることはできないので注意すること。

担当

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課 給与担当

TEL 088-821-4906